

(第14号議案)

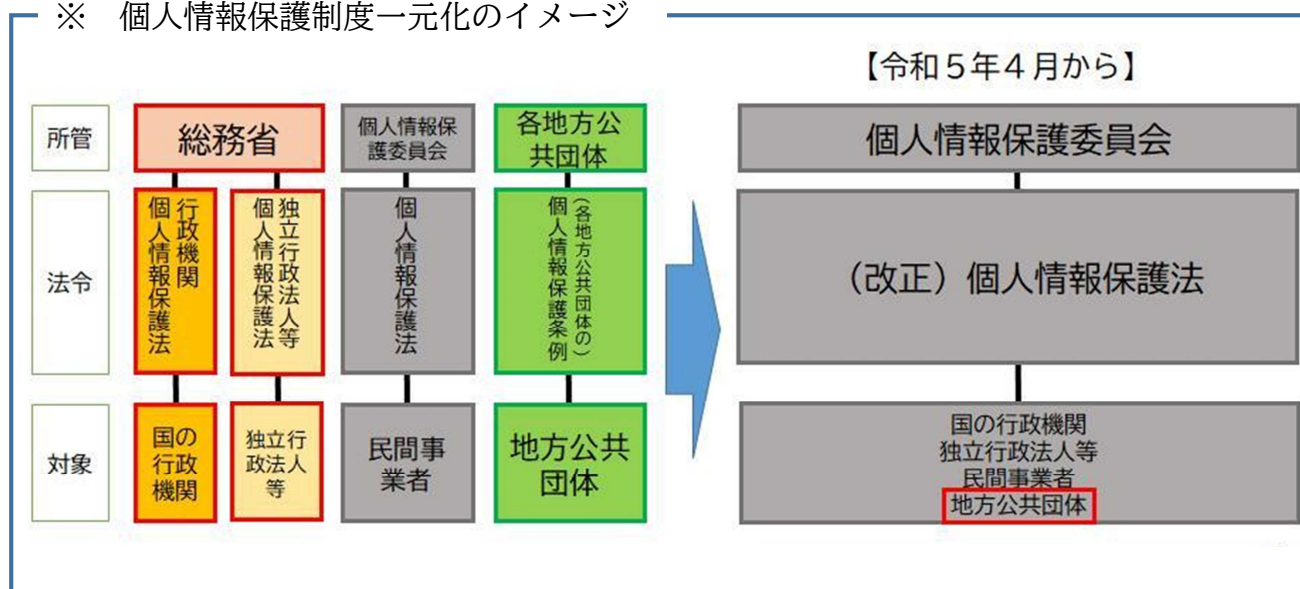
中野区個人情報の保護に関する法律施行条例について

1 制度改正の趣旨

国は、令和3年5月、データ流通の促進と統一的な個人情報保護水準の確保を目的として個人情報の保護に関する法律を改正し、国、地方公共団体等の共通ルールを定め、当該個人情報保護制度の所管を国の個人情報保護委員会に一元化することとした。

この改正法が令和5年4月1日に施行されることに伴い、当該法律の施行に関し必要な事項を定める条例として、「中野区個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定する必要がある。また、現行の「中野区個人情報の保護に関する条例」は廃止する。

※ 個人情報保護制度一元化のイメージ



2 中野区個人情報の保護に関する法律施行条例案の概要

(1) 趣旨 (第1条関係)

個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を本条例により定めるものとする。

(2) 定義 (第2条関係)

条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によることを定める。

(3) 個人情報ファイルに係る帳簿の作成及び公表 (第3条関係)

法の規定により、地方公共団体に作成及び公表が義務付けられている個人情報ファイル簿のほか、対象人数が1,000人未満の個人情報ファイルについても同様に扱うことを定める。

- (4) 開示請求書の記載事項（第4条関係）
法に掲げる事項のほか、追加記載ができることを定める。
- (5) 開示決定等の期限及び特例（第5、6条関係）
原則15日、延長最大30日（合計45日）以内に決定し、それでもなお対応できない場合の特例を定める。
- (6) 不開示情報の調整（第7条関係）
法の規定で不開示情報とされている「公務員等の氏名」について、現行条例の規定と同様に開示情報として定める。
- (7) 手数料等（第8条関係）
手数料は無料とし、実費の請求者負担及び免除できる場合の規定を定める。
- (8) 訂正請求に係る保有個人情報の範囲等（第9条～第12条関係）
現行条例の規定と同様、請求に基づく開示を受けていない保有個人情報の訂正請求、同請求書に記載することができる事項、訂正決定の期限及びその特例を定める。
- (9) 利用停止請求に係る保有個人情報の範囲等（第13条～第16条関係）
現行条例の規定と同様、請求に基づく開示を受けていない保有個人情報の利用停止請求、同請求書に記載することができる事項、利用停止決定の期限及びその特例を定める。
- (10) 中野区個人情報保護審議会の設置（第17条関係）
区長の附属機関としての設置、所掌事項、諮問可能な事項、委員構成（区民5人以上、学識経験者3人以上）、任期（2年）及び服務等について定める。
- (11) 運営状況の報告及び公表（第18条関係）
毎年、区議会に報告するとともに、公表することを定める。
- (12) 委任（第19条関係）
この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定めるものとする。
- (13) 施行期日（附則第1条関係）
この条例は、令和5年4月1日から施行するものとする。
- (14) 中野区個人情報の保護に関する条例の廃止（附則第2条関係）
中野区個人情報の保護に関する条例（以下「現行条例」という。）は廃止する。
- (15) 中野区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正（附則第3条関係）
現行条例を引用している中野区情報公開・個人情報保護審査会条例について、別紙「中野区情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表」のとおり一部改正する。
- (16) 準備行為（附則第4条関係）
審議会委員の任命手続は、条例施行前においても行うことができることを定める。
- (17) 経過措置（附則第5条関係）
現行条例における審議会委員の任期、運営状況の報告、服務及び罰則等の必要な経過措置を定める。

【附則第3条関係】中野区情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 中野区区政情報の公開に関する条例(昭和61年中野区条例第9号)第13条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び<u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)</u>第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問された審査請求に係る調査審議等を行うため、区長の附属機関として、中野区情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 中野区区政情報の公開に関する条例(昭和61年中野区条例第9号)第13条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び<u>中野区個人情報の保護に関する条例(平成2年中野区条例第2号)第33条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)</u>の規定により諮問された審査請求に係る調査審議等を行うため、区長の附属機関として、中野区情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>中野区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年中野区条例第 号)第3条第1項に規定する実施機関</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「個人情報」とは、<u>法第2条第1項に規定する個人情報</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>中野区個人情報の保護に関する条例第2条第1号に掲げる実施機関</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「個人情報」とは、<u>中野区個人情報の保護に関する条例第2条第2号に掲げる個人情報</u>をいう。</p>
<p>(所掌事項)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる事項をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問のあった事項</u>について調査審議すること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる事項をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>中野区個人情報の保護に関する条例第33条第3項の規定による諮問のあった事項</u>について調査審議すること。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第4条～第7条 (略)</p>	<p>第4条～第7条 (略)</p>
<p>(審査会の調査権限)</p> <p>第8条 審査会は、第3条に規定する所掌事項を処</p>	<p>(審査会の調査権限)</p> <p>第8条 審査会は、第3条に規定する所掌事項を処</p>

理するため必要があると認めるときは、中野区区政情報の公開に関する条例第13条第3項の規定により諮問をした第2条第1項第1号に掲げる実施機関に対し同条例第13条第1項に規定する公開決定等に係る区政情報の提出を求め、又は法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした第2条第1項第2号に掲げる実施機関に対し法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、法第94条第1項に規定する訂正決定等又は法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報の提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された区政情報の公開又は同項に規定する保有個人情報の開示を求めることができない。

2・3 (略)

第9条・第10条 (略)

(提出資料の閲覧等)

第11条 (略)

2～4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、審査請求人又は参加人は、第1項の規定による写しの交付及び送付を受けるときは、区長が定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

6 (略)

第12条 (略)

(調査審議の非公開)

第13条 審査会が行う中野区区政情報の公開に関する条例第13条第3項の規定による諮問のあった事項及び法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問のあった事項についての調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

理するため必要があると認めるときは、中野区区政情報の公開に関する条例第13条第3項の規定により諮問をした第2条第1項第1号に掲げる実施機関に対し同条例第13条第1項に規定する公開決定等に係る区政情報の提出を求め、又は中野区個人情報の保護に関する条例第33条第3項の規定により諮問をした第2条第1項第2号に掲げる実施機関に対し同条例第33条第1項に規定する開示等決定に係る個人情報の提出を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提出された区政情報の公開又は個人情報の開示を求めることができない。

2・3 (略)

第9条・第10条 (略)

(提出資料の閲覧等)

第11条 (略)

2～4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、審査請求人又は参加人は、第1項の規定による写しの交付を受けるときは、区長が定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

6 (略)

第12条 (略)

(調査審議の非公開)

第13条 審査会が行う中野区区政情報の公開に関する条例第13条第3項の規定による諮問のあった事項及び中野区個人情報の保護に関する条例第33条第3項の規定による諮問のあった事項についての調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、中野区区政情報の公開に関する条例第13条第3項又は法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第15条～第17条 (略)

附 則 (略)

第14条 審査会は、中野区区政情報の公開に関する条例第13条第3項又は中野区個人情報の保護に関する条例第33条第3項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第15条～第17条 (略)

附 則 (略)